# 大切な命・財産を守りたい

# 土砂災害特別警戒区域内の 建築物の移転 · 改修等補助制度のお知らせ





広島県安佐南区 山本地区

広島県安佐南区 八木地区

### 安全・安心な暮らしを守るために

土砂災害特別警戒区域に指定されると、建築物 の構造規制等が行われます。

市では、土砂災害特別警戒区域内の建築物の移 転・改修に対し2つの支援を行っています。

- ① 建築物の移転の支援
- ② 既存建築物に対する支援

詳細は、裏面または宇部市公式ウェブサイトをご覧ください

宇部市 がけ 補助

Q

問い合わせ・申し込み

## 宇部市都市政策部建築指導課

TEL: 0836-34-8434 FAX: 0836-22-6013

Email: kenchikusido@city.ube.yamaguchi.jp

### ① 建築物の移転の支援措置(がけ地近接等危険住宅移転事業)

土砂災害特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅(危険住宅)を、土砂災害警戒 区域以外の区域に移転するものに対して、危険住宅の除去等に要する費用の一部を補助します。

#### 補助金等

一戸あたりの補助限度額は、国の住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費と、 引越費用等に相当する額(上限額:975千円/戸)を合計した額

#### ② 既存建築物に対する支援措置(土砂災害対策改修事業)

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう、 土砂災害対策改修を実施されるものに改修工事費の一部を補助します。

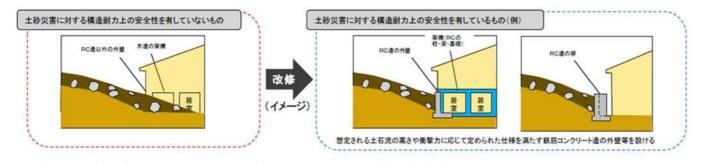
#### 〇補助対象

次の要件を満たす建築物

- 1. 土砂災害特別警戒区域内の建築物であること
- 2. 居室を有するものであること
- 3. 土砂災害特別警戒区域の指定前から、土砂災害に対する構造基準(建築基準法施行令 第80条の3)を満足していないこと

#### 補助金等

対策改修費用に23%を乗じた額とし、1棟あたり772千円を限度とする



①②ともに、補助金申請の前に事前相談(前年度の9月末日まで)が必要です。
※予算状況により、事業の実施ができない場合があります。

#### 《固定資産税等の減額措置について》

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域については、指定による規制の影響が大きいため、固定資産税に係る減価補正を行います。

(お問い合わせ先 宇部市資産税課(TEL0836-34-8193))

〇土砂災害特別警戒区域 20%の減価補正

〇土砂災害警戒区域 5%の減価補正